

2006 年度事業報告

[1] 事業の概況

2005 年度に開始されたマーケット・デベロップメント・プログラム (MDP) は、今年度年初の広報マーケティング部長と事務局長の相次ぐ退職と、世界連盟との調整が必要になったことなどにより、プログラムの目標を下方修正して実施することになった。2005 年の MDP 経験により SCJ 内にマーケティングノウハウが蓄積しており、継続的にマーケティング活動を続けたことにより、確実に寄付者を増やすことができた。特に個人継続寄付者が、5 月度に見直した Forecast にほとんど見合うかたちで成長をしている。この個人継続寄付者は SCJ の知名度の向上と相まって徐々に毎月の増加数がふえて来ている。現在はインターネットを通じての申込者が約 80% である。6 月に新事務局長を迎え、12 月には新広報マーケティング部長を迎えて、新年度の寄付者拡大に向けて準備を進めている。

昨年度、スマトラ沖地震の対応以降、SCJ の緊急対応力は高い評価を得つつある。今年度より緊急対応の職員を配し、また、連盟各国の緊急対応チームとの連携を密にするために SC アメリカに職員を出張させるなどの施策が実を結んだものと考えられる。

SCJ の 4 事業地においては、ミャンマーが Unified Presence の対象国として 3 月に SC アメリカ、イギリスと現地組織を統合した。困難なプロセスであったが SC のミャンマー事業はこの統合により事業の効率化のみならず、規模の拡大も成し遂げており、より多くの子どもたちにより大きなインパクトをもたらすという意図は、すでに実現しつつある。アフガニスタン事業においては、カブール事務所を SC アメリカの事務所に移転させた。これは、SCJ の事業がバーミヤン事務所を中心に展開されていることから、コストダウンをはかり、駐在員をバーミヤンに集中することで事業の効率的な展開を目指したものである。その後のアフガンの治安情勢悪化により、カブールにおける保安の観点からも、対応措置のしっかりした SC アメリカと連携をとることは必要不可欠となった。

世界連盟の統一行動である Rewrite the Future では、SCJ は記者会見を開き、多くのプレスの注目を集めた。また、同時に新聞広告によるキャンペーンも行った。

決算の概況

2006 年度は、予算で MDP 活動の拡大による収入増加を計画したが、前述のような事態により、収入はそれほど伸びておらず、また、活動のため予算計上した経費も使わずに終わった。その結果、573 百万円予算計上した経常収入は 507 百万円 (予算比 67 百万円未達) となった。無指定寄付、チャイルドリンクなど連盟事業指定寄付収入の未達 85 百万円 (-)、MDP への連盟からの指定寄付の未達 70 百万円 (-)、政府補助金の未達 36 百万円 (-)、予算になかった緊急援助の民間助成金が 55 百万円 (+)、緊急援助指定寄付 35 百万円 (+)、SCJ 事業指定寄付が 14 百万円 (+) などが主な収入の予算差異となっている。

一方、支出は経常支出予算 597 百万円に対して 536 百万円の支出で 61 百万円の予算比減となっている。これは、海外事業費が 56 百万円の減 (連盟事業への拠出減 32 百万、補助金事業の確定遅れによる支出減)、MDP 活動の縮小による国内啓蒙費関連が 108 百万円の減、

事務局長、職員の退職などにより管理費が 18 百万円の減、予算に計上されていなかった緊急援助費の 136 百万円の発生、などによる。

その結果、当期収支差額は 56 百万円のマイナスとなった。これは、2005 年度から繰り返した、スマトラ地震の寄付などを当期にて支出したことが主な理由である。

[2] 海外国内一般事業の詳細

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（SCJ）の使命は、子どもの権利を実現するために事業を行っている。本報告書では、各国の事業が子どもと子どもをとりまく社会にどのような変化を生んだかを明確にするため、以下の「5つの変化」に分類し、「子どもと社会に対する成果」として記載している。

- ① 子どもの生活状況の変化
- ② 子どもの権利に影響する政策や社会的慣習の変化
- ③ 子どもの参加における変化
- ④ 子どもが公平に扱われ差別されない社会に向けた変化
- ⑤ 子どもの権利を実現する市民社会・地域社会のキャパシティの変化

1. ネパール事業

2006 年はネパールの歴史上、記念すべき年となった。ギャネンドラ国王は前年（2005 年）2 月にいわゆる「国王クーデター」によって国政の全権を掌握したが、それから 1 年以上経っても、マオイスト（反政府武装勢力）問題においてもその他の内政問題においても見るべき成果を挙げることはできず、逆に情報統制など抑圧的な政治に対する国民の不満が高まっていった。その不満は 2006 年 4 月に「民主化運動 2」として爆発し、国王は国会の復活を受け入れざるを得なくなった。その後、成立した新たな政府とマオイストとの間で和平交渉が急速に進み、11 月にはついに包括的和平合意が成立し、1996 年以来 10 年以上にわたって続いていた内戦に終止符が打たれた。

2007 年に入ると、国連の協力の下、マオイストの武器管理・兵員登録も開始され、マオイストが参加する暫定国会も成立したが、新しい憲法の制定を目的とする制憲議会選挙が予定どおり 6 月に実施されるかどうかは予断を許さない。1 月下旬、それまで丘陵部住民から様々な差別を受けてきた平野部住民が、比例代表制や連邦制の導入などを求めて起した抗議行動は暴動に発展し、多数の死傷者を出したばかりでなく、平野部から丘陵部への交通を長期間にわたってマヒさせ、燃料など生活必需品の多くをインドからの輸入に頼っている首都カトマンズの住民の生活にも大きな影響を与えた。同様な抗議行動は、先住民や低位カーストなど他の被差別住民の間にも拡大する傾向を見せており、これらの人々の要求に対して誠意ある対応が早急になされなければ、ネパールは新たな混乱の時代へと突入してしまう恐れもある。

このようなネパールの歴史の大きな流れと転換点にあっては、SCJ を含む国際 NGO も、ネパールでもっとも弱い立場に置かれてきた人々が社会参加の機会を拡大し生活を着実に向上させていくことができるように、積極的な役割を果たしていく必要があると思われる。

(1) 2006 年度事業の総括

ネパールの歴史が重要な転換点を迎えた 2006 年、SCJ のネパール事業もまた大きく変化した。この変化は、2005 年末に SCJ ネパール事務所がまとめた中期戦略（2005－2009）に沿ったものである。この中期戦略において SCJ ネパール事務所は以下の三点を向こう 5 年間の基本方針に掲げた。

- A) 子ども権利に基づくプログラミング (Child Rights Programming) を事業方針の中核に据える。
- B) より多様なパートナーとの連携 (Diversified Partnership) を推進する。
- C) 東部平野のみに限定されず「ネパール全体に開かれた国際 NGO (Nationally Open INGO)」への脱皮を図る。

これらの方針を実際の活動に反映させるべく、SCJ ネパール事務所では 2006 年度中に以下を実施した。

- 1) 従来事業の終了と評価
- 2) 「幼児開発教育と小学校教育の連携」と「武力紛争の影響下にある子どもの教育」をテーマとした新規事業の開始。
- 3) 「教育の質の向上」をテーマとする新規事業の立案

まず 1) によって SCJ は、1992 年にネパールで事業を開始して以来 14 年間にわたって活動を続けてきた地域（ダヌシャ郡ビレンドラバザール周辺）を含む従来の事業地（ダヌシャ郡・マホタリ郡・サプタリ郡の計 34 カ村）から支援を撤退した。終了に際しては、特に過去 3 年間集中的に実施した「児童労働の全面廃止を通じた小学校教育へのアクセスの実現」を目的とする事業について、ネパール政府および同事業のドナーである JICA（国際協力機構）と合同で評価を行い、子どもの小学校教育へのアクセス実現の面で SCJ の支援が効果を上げていることが確認された。また支援の撤退に際して、事業の核となってきた活動を地域の教育行政機関や住民組織に引き継ぐことができた。以上によって SCJ の事業地を従来の地域から新たな地域に移すとともに、新たな NGO をパートナー団体として新規事業を立案・開始する体制が整った。

その新規事業としては、上記 2) で述べたとおり、ネパール東部（マホタリ郡）の新たな地域で、新たなパートナー 2 団体（RCDSG、SGM）と、「幼児開発教育と小学校教育の連携」を目的とした新規事業を開始した。またネパール西部（ダン郡、スルケット郡）でも、SC 世界連盟が世界的にキャンペーンを行っている「武力紛争の影響下にある子どものための

教育」をテーマに、新たなパートナー2 団体（SEED、WHR）と新規事業を開始した。なお、ネパール西部での新規事業は、パートナー団体との契約は 2006 年後半に署名が行われたが、現場での活動は 2007 年からの本格的始動のための準備が中心であったことから、後出の「(2) 活動報告」での記述は省略する。

3) は特に「子どもの権利に基づくプログラミング」の強化を意識したものである。従来から SCJ のパートナー団体であるアスマンおよび SCDC との共同事業であり、事業地にはダヌシャ郡、マホタリ郡、サブタリ郡から新たに計 24 カ村を選ぶことを予定している。これまで取り組んできた「小学校教育へのアクセスの拡大」に加えて「教育の質の向上」という新たな課題に取り組むことを目指すものである。2006 年度は立案のみで、実際の事業開始は 2007 年度を予定している。

以上によって SCJ ネパールの事業地は 3 郡から 5 郡（ダヌシャ、サブタリ、マホタリ、ダン、スルケット）に、パートナー団体は 2 団体から 6 団体（アスマン、SCDC、RCSDC、SGM、SEED、WHR）に拡大した。

このように事業の拡大を進めるにあたって、2006 年度は人事面でも刷新・強化を行った。過去 10 年以上 SCJ に勤務してきた古参スタッフ 1 名が退職したのに伴い、他の国際 NGO や政府機関で実績を積んだ優秀な人材 3 名（男性 1、女性 2）を新規職員として採用し、従来手薄であった事業セクションの強化を図った。今回特に女性やマイノリティー出身者を積極的に登用したことで、SCJ ネパール事務所内の職員構成もジェンダー・民族・カーストの観点からよりバランスの取れたものになった。

(2) 活動報告

1) アスマン事業（公立小学校教育向上事業）

[事業目標] 児童労働をなくし、すべての子どもの小学校教育を受ける権利を保障する。

[事業期間] 2003 年からの継続事業（最終年）

[事業地域] ダヌシャ郡およびマホタリ郡の計 30 カ村、79 学校区

[対象人口] 5～14 歳の子ども約 54,000 人（事業地の総数で、就学中の子どもを含む）

[カウンターパート] アスマン・ネパール（ローカル NGO）

[活動実績]

- 各種の研修を 1 年間でのべ 1,282 回実施し、約 16,800 人が参加した。特に「学校に通っていない子どもはすべて児童労働とみなす。すべての子どもはフルタイムで学校に通わなければならない」という原則を徹底させた。その結果、58 の集落で「児童労働者ゼロ（=5～14 歳の就学率 100%）」を達成した。
- 3,016 人の子どもの出生登録手続を完了した（目標達成率 215%）。
- 3,147 人の子どもを小学校に新規入学させた（目標達成率 147%）。5～14 歳の子どもの就学率が 3 年前の 64%から 81%にまで上昇した。

- 20 の識字教室に 432 人の子どもが参加した。
- 本事業から 39 人の補助教員を支援。地域住民の負担により、さらに 104 人の補助教員が活動中。補助教員については年々事業側の負担率を逡減させてきたが、本年度は全体の 3 分の 2 以上が地域側負担となり、地域で補助教員を派遣する態勢が整った。

2) SCDC 事業（公立小学校教育向上事業）

[事業目標] 児童労働をなくし、すべての子どもの小学校教育を受ける権利を保障する。

[事業期間] 2004 年から継続してきた事業の 3 年目（最終年）

[事業地域] サプタリ郡の 4 カ村、10 学校区

[対象人口] 5～14 歳の子ども約 4000 人（事業地の総数で、就学中の子どもを含む）

[カウンターパート] SCDC（ローカル NGO）

[活動実績]

- 511 人の子どもの出生登録手続を完了した（目標達成率 128%）。
- 504 人の子どもを小学校に新規入学させた（目標達成率 101%）。支援対象となっている 79 の集落のうち 38 の集落で「児童労働者ゼロ（＝5～14 歳の就学率 100%）を達成した。

3) 幼児開発教育・小学校教育連携事業

[事業目標] 幼児開発教育（ECD）と小学校教育の連携を強化し、子どもたちが質の高い初等教育を受けられるようにする。

[事業期間] 2006 年開始の 3 カ年事業（1 年次）

[事業地域] マホタリ郡内の二つのリソースセンター（教育省の出先機関）がカバーする地域

[対象人口] 対象地域内の 3～14 歳のすべての子ども

[カウンターパート] ネパール政府教育省マホタリ郡事務所、RCDC（ローカル NGO）、SGM（ローカル NGO）

[活動実績]

- 175 の ECD センターが開設され、4,825 人（うち女子 3,136 人、低位カースト 1,010 人）が幼児教育を受ける機会を得た。

(3) 子どもと社会に対する成果

① 子どもの生活状況の変化

子どもの小学校教育および ECD（幼児開発教育）へのアクセスを改善した。特に東タライの事業地における 5～14 歳の子どもの就学率については、三年前の 64% から 81% へと向上させ、入学後の出席状況についても 1～5 年生の 65% 以上が継続的（授業

日数の70%以上)に学校に通うようになった。これは2006年がネパール政治の大きな変化のために教育現場にも少なからぬ混乱のあった年であったことを考えれば、十分に評価できる数値であると思われる。

② 子どもの権利に影響する政策や社会的慣習の変化

家庭内児童労働と初等教育の問題を結びつけることの重要性をアピールするため、児童労働の定義を「学校に通っていないすべての子ども」へと変更すべく一連のアドボカシー活動を続けてきたが、問題の重要性については関係者の同意を得たものの、法的な定義の変更については、国連労働条約等の変更が必要となることから現実的ではないとの反応が大半であった。このことから、今後、子どもの権利に影響する政策の変化を訴えていく際には、実現可能性についても十分考慮する必要があるとの教訓を得た。今後は他団体とも連携しながら「教育の質の向上」に関わるアドボカシー活動に力を入れてゆきたい。

③ 子どもの参加における変化

「あらゆる児童労働を廃止し、すべての子どもを学校に通わせよう」との運動を展開するにあたって、各村や学校の「子ども委員会」が家庭訪問、路上劇上演などに積極的に参加し、親への説得や子どもの出席状況のチェックなどに重要な役割を果たした。

④ 子どもが公平に扱われ差別されない社会に向けた変化

低位カースト居住区での分校の開設や、特に12歳以上の女子に焦点を当てた識字教室などを開講することによって、これまで教育面で差別されることの多かった低位カーストや女子の就学率改善に一定の成果を上げた。

⑤ 子どもの権利を実現する市民社会・地域社会のキャパシティの変化

各集落単位で「児童労働者ゼロの村(5~14歳の就学率100%達成)」運動を展開し、青年グループや女性グループなどが積極的な役割を果たすことにより、ダヌシャ、マホタリ、サプタリの3郡、合計96の集落で「児童労働者ゼロ」を達成した。またその他の集落でも就学率100%の完全達成はできなかったまでも、ほとんどの集落で90%以上の就学率を達成した。このことから、SCJネパールの教育事業は、子どもの権利を実現する地域社会のキャパシティの向上に大きな成果を上げたと言える。

2. ベトナム事業

近年のベトナム投資ブームと国内需要の伸びから着実に上昇し続けた経済成長率は、国際的な価格変動にも関わらず、2006年はおよそ8.2%を達成したと言われている。WTO(世

界貿易機関)加盟への最終調整、APEC(アジア太平洋経済協力会議)の成功という要素も加わり、ますます成長が加速されると予測されるが、一方でここ数年続いている鳥インフルエンザや口蹄疫、台風による自然災害などの被害にさらされている地方の農民たちも存在する。とりわけ全人口の14%を占める少数民族は文化・言語・地理的条件の違いから困難な状況に置かれることが多く、経済成長の影響を受ける機会是非常に限られている。また、都市においても人口が急増、その結果教育や医療などの公共サービスが不足するという問題に直面しており、拡大する貧富の差に対し全国的な貧困層の底上げが急務である。それに加えて人々の生活様式が目まぐるしい変化により、肺炎やHIV/AIDS、事故(特に交通事故)の問題も顕著となっている。とりわけHIV/AIDSは現在約26万人が感染し、1日につき100名の新たな感染者を生み出していると言われる。これらの傾向は子どもたちにも影響を及ぼしており、毎年3万人の子どもが事故で死亡し、目下30万人のエイズ孤児および感染者が存在するとされている。慢性的な栄養不良も見逃せない問題であり、国内の5歳未満児の約30%が貧困や保護者の知識不足、保健施設の不足などの原因から中・重度の栄養不良状態にある。

(1) 2006年度事業の総括

2003年度からの総合的子どもの発達事業を継続し、上半期にイエンバイ省ルックイエン郡及びヴァンイエン郡における実施が終了した。下半期にはさらに就学前教育活動を組み入れたパイロット事業をイエンバイ省チャンイエン郡内2カ村にて開始した。乳幼児総合発育事業ではアライアンス共同実施を継続し、実施体制の向上やアドボカシー活動に参加した。また、小規模貸付事業ではベトナム政府のNGO事業実施体制に関する法令導入が検討されたため、法令を視野に入れた研修及びモニタリング活動を行った。乳幼児総合発育事業及び小規模貸付事業では学術機関との連携も行い、さらなる質的向上に努めた。

(2) 活動報告

1) 総合的子どもの発達事業

[事業目標] 3歳未満児の発育を促進する。

[事業期間] 2003年からの継続事業(最終年)

[事業地域] イエンバイ省ヴァンイエン郡

[対象人口] 3歳未満児4,000人とその母親、事業地の妊産婦。

[カウンターパート] イエンバイ省人口家族子ども委員会

[活動実績]

- 2,700名の身体測定を技術支援し、データを入手した。
- 80カ所における栄養研修を監理した。
- 1,000部の教材を制作し配布した。
- 5カ村において各1日の再研修を実施した。
- 村の診療所職員及び集落のヘルスワーカーら29人を対象に3日間の再研修を行

った。

- 約 80 カ所で毎月産前検診が行われた。妊産婦が定期的に産前検診を受ける割合が 74%から 94%に上昇した。
- 210 人のボランティア及び事業関係者らが会議で家庭菜園の維持状況や課題を報告し、SCJ 職員が技術支援を行った。
- 家庭菜園指導者研修に政府職員 18 名が出席した。
- 家庭菜園技術研修にボランティアら 76 名が出席した。
- 対象世帯のための家庭菜園技術指導に 914 名が参加し、1,963 キロの稲の種苗および 171 キロの野菜の種子を配布した。

2) 乳幼児総合発育事業

[事業目標] 未就学児の総合的発育を促進する。

[事業期間] 2005 年度～2007 年度

[事業地域] イエンバイ省ルックイエン郡、チャンイエン郡

[対象人口] 未就学児 2,600 人とその両親・保護者。事業地の幼稚園教師。

[カウンターパート] 世界銀行、教育訓練省（中央レベル）、イエンバイ省及びルックイエン郡教育訓練局、英国及び米国セーブ・ザ・チルドレン

[活動実績]

- 幼稚園教師 34 人を対象に新規教育方法の研修を 4 回実施した。
- 計 143 人を対象にボランティア研修を 2 回実施した。
- 養育者指導者研修を 20 回実施、のべ 610 人の参加があった。
- 毎回平均 21 人の養育者がのべ 556 回の研修に参加した。
- 32 カ所のコミュニティ図書館に対し、3,981 冊の絵本と 552 冊の育児書を設置した。
- 6 歳未満の子どもにのべ 2,950 人の健康診断を行った。
- 1,951 人の子どもに駆虫剤を処方した。
- 285 回の調理実習にのべ 5,130 人の保護者が参加した。
- 5 カ村の 917 人の妊婦に対して産前検診を行った。
- 省および郡レベルの保健局関連職員に子どもの疾病対策の技術研修を行った。

3) 小規模貸付事業

[事業目標] 3 歳未満児の発育を促進するための預金活動と貸付活動を監理する。

[事業期間] 2000 年度より継続中。

[事業地域] イエンバイ省、タンホア省

[対象人口] 3 歳未満の栄養不良児の母親あるいは貧困家庭の妊産婦約 5,000 人。

[カウンターパート] 各省人口家族子ども委員会及び郡・村レベル女性同盟

[活動実績]

- 147 名のボランティア及び事業関係者らにモニタリング並びに事業監理の研修

を行った。

- 70名の事業関係者らを対象に貸付活動ワークショップを実施した。
- 30名の事業関係者らに貸付事業の進捗を確認し、技術支援を行った。
- 小規模金融政策変更に関する情報収集及び変更に伴う提言を行った。
- 2006年度中に4,837名の女性が新規もしくは更新で貸付に参加した。

(3) 子どもと社会に対する成果

① 子どもの生活状況の変化

[総合的子どもの発達事業]

- 3歳未満児の栄養不良が22.5%から21.5%に削減された。(2005年4月の開始時点においては32.6%であったものが削減され、その後も維持されている状態)

[乳幼児総合発育事業]

- 家庭内での育児方法が子どもの発育を促すよう改善された。
- 村人が絵本を借り、子どもたちに読み聞かせを行うようになった。

[小規模貸付事業]

- 家計改善により、栄養不良児もしくは妊婦のいる貧困家庭で栄養価の高い食物が確保された。
- 活動を通して得られた利子から161,533,085ベトナムドン(約121万円)が子どもの栄養改善のための活動費に用いられた。

② 子どもの権利に影響する政策や社会的慣習の変化

[総合的子どもの発達事業]

- 3歳未満児の育児に関する慣習が改善され、実施事業が地域行政機関によって継続された。

[乳幼児総合発育事業]

- 地域内の未就学児教育体制が向上し、幼稚園教師が新しい幼児教育方法に関する知識を学ぶことができた。
- 地元での研修ネットワークが構築された。
- 地元の保健施設の活動が促進された。
- イエンバイ省保健局との連携が促進された。

[小規模貸付事業]

- パートナーの事業監理能力が向上した。ベトナム政府の小規模貸付に関する法令整備へ参加した。

③ 子どもの参加における変化

- 特になし

④ 子どもが公平に扱われ差別されない社会に向けた変化

[総合的子どもの発達事業]

- 貧困家庭の子どもが発達の機会を最大限に持てるようになった。

[乳幼児総合発育事業]

- 山岳部の未就学児が初等教育を享受するに十分な発育を得られるようになった。

⑤ 子どもの権利を実現する市民社会・地域社会のキャパシティの変化

[総合的子どもの発達事業]

- 事業実施終了地域においては地元政府及び住民により継続された。

[乳幼児総合発育事業]

- コミュニティ図書館を通して村人同士の子育てについての情報交換が活性化された。
- 母親の子どもが発達に対する意識が改善した。

[小規模貸付事業]

- 実施事業が地域大衆組織によって継続された。

3. ミャンマー事業

ミャンマーにおいては近年、行政の手続き（査証、移動許可など）がより不便になり、事業への影響が懸念されている。

また、ヤンゴンから北へ約 300 キロにある、周囲を山に囲まれた中部の都市ネピードー（旧ピンマナ）へ首都が移転し、SCJ 事業のカウンターパートにあたる保健省も既に移転したので、保健省との通信は非常に限定的になっている。さらに、電力の供給もヤンゴンよりネピードーを優先させているために、ヤンゴンでの停電が増えている。同時に、通信が非常に不便で、メールの未着・遅配があるし、インターネット電話も利用できないので、一般電話での確認も頻繁に必要なになっている。

散発的に非常に小規模な爆発事件が起こる時もあるが、大事には至っていない、外出など特に問題は生じていない。

国連安全保障理事会は2006年9月に投票でミャンマー問題を公式議題とすることを決定し、2007年1月に政治犯の無条件解放などミャンマーに人権状況の改善を求める米国提出の決議修正案を採決したが、常任理事国の中国とロシアがミャンマー問題は「平和と安全への脅威でなく、人権問題は安保理の所管ではない」として、拒否権を行使し否決された。

一方、ミャンマーは憲法起草に集中するため東南アジア諸国連合（ASEAN）の2006年夏からの議長国を辞退したが、ASEANは2007年1月に「ASEAN憲章」の指針案を承認し、憲章の起草作業に入ることを決めた。指針案では、加盟国ミャンマーの民主化問題への対応で足かせとなっていたASEANの「内政不干涉」と「全会一致」の原則を見直すことが盛り込まれた。

(1) 2006年度事業の総括

バゴ西管区ジゴン町、テゴン町では、3歳未満児の健康状態と栄養状態の改善を目的とした「子どもの健康と栄養事業」を実施した(2002年度から継続)。具体的には、栄養不良の原因となる1. 不十分な食糧確保、2. 不適当な実践及び行動、3. 乏しい水と衛生設備及び不適切な医療サービスを改善するために、①住民の参加、能力開発及び行動変容、②栄養改善、③医療サービスの強化、④鶏の雛や野菜の種子の配布、⑤ハエ防止型トイレの建設を新たな30村で実施しつつ、以前事業を実施した56村でフォローアップを行った。

また、カレン州パアン町では、同様の「子どもの健康と栄養事業」を10村で開始した。具体的活動としては、①住民の参加、能力開発及び行動変容、②栄養改善、③医療サービスの強化、④鶏の雛や野菜の種子の配布を実施した。また、稲田養殖事業を栄養事業に取り入れる試みを進めている。養殖で得た魚を摂取することで栄養失調の対策になることを期待している。

ミャンマーでは、4月に日本、英国及び米国のセーブ・ザ・チルドレン3事務所が統合され、「セーブ・ザ・チルドレン・イン・ミャンマー」の名のもとに活動を開始した。統合によってより多くの財源確保、管理費削減、セーブ・ザ・チルドレンとしてのより大きな発信をすることが可能となっている。

(2) 活動報告

1) 子どもの健康と栄養事業

[事業目標] コミュニティーに基づいた持続可能な方法で、3歳未満の栄養不良の子ども数が減少する。

[事業期間] 2002年度から継続中の5年目

[事業地域] バゴ西管区ジゴン町・テゴン町の86村

[対象人口] 3歳未満の子ども約2,900人、地域住民約33,000人

[カウンターパート] ミャンマー保健省

[活動実績]

- 新規の30村で5歳未満の子どもを持つ親延べ5,543人が行動変容研修(計468回)に参加した。
- 村のボランティアに対して開発コンセプト、体重測定、正の逸脱など能力強化の研修を実施した。
- 行政対象行動変容研修(計5回)に延べ206人が参加し、ビタミンB欠乏症、妊産婦死亡率、急性呼吸器疾患、ハエ防止型トイレなどについて議論した。
- 86村で毎月延べ19,657人の3歳未満の子どもの体重測定を実施した。
- 6月から12月まで延べ1,556人の3歳未満の栄養不良の子どもが栄養給食に参加した。
- 6月から12月まで毎月延べ1,002人の妊婦及び6ヶ月未満の子どもを持つ母親

が栄養給食妊婦デーに参加した。

- 6月から12月まで毎月延べ640人の妊婦及び6ヶ月未満の子どもを持つ母親、また、1,621人の3歳未満の子どもにビタミン剤を、7月から11月にかけて1,591人の3歳未満の子どもに鉄剤を配布した。
- 6月より12月まで延べ227人の栄養給食に参加した子どもを病院に移送した。
- 86村の3,233世帯でハエ防止型トイレが建設された。
- 新規の30村で3歳未満の子どもを持つ母親259人に5種類の野菜の種子計986袋を配布した。
- 新規の30村で3歳未満の子どもを持つ母親111人に鶏の雛計650羽を配布した。
- ビタミンB1の豊富な胚芽米普及のため、住民や精米所主との対話を継続的に続けた。
- 新規の30村のうち10村で建設委員会が設立され、医療施設建設の準備がなされた。
- ソーラー・システムのワクチン保管用冷蔵庫をジゴン町病院に供与した。
- 88名の医療従事者を対象に乳幼児の食事に関する研修を実施した。

2) 子どもの健康と栄養事業

[事業目標] コミュニティーに基づいた持続可能な方法で、3歳未満の栄養不良の子ども数が減少する。

[事業期間] 2006年度から継続中（2009年終了予定）の3カ年事業の1年目

[事業地域] カレン州パアン町の10村

[対象人口] 3歳未満の子ども約500人

[カウンターパート] ミャンマー保健省

[活動実績]

- 行動変容研修（計51回）に5歳未満の子どもを持つ親527人が参加した。
- 村のボランティアに対して開発コンセプト、体重測定、正の逸脱など能力強化の研修を実施した。
- 7月より12月まで毎月延べ2,682人の3歳未満の子どもの体重を測定した。
- 8月から12月まで毎月延べ576人の3歳未満の子どもが栄養給食に参加した。
- 9月から12月まで毎月延べ347人の妊婦及び6ヶ月未満の子どもを持つ母親が栄養給食妊婦デーに参加した。
- 10月から12月まで毎月延べ141人の妊婦及び6ヶ月未満の子どもを持つ母親と延べ340人の栄養給食に参加した3歳未満の子どもにビタミン剤を、また、10月に318人の3歳未満の子どもに鉄シロップを配布した。
- 8月から12月まで延べ74人の栄養給食に参加した子どもを病院に移送した。
- 3歳未満の子どもを持つ母親112人に11種類の野菜の種子計406袋を配布した。
- 65人の助産婦に体重測定に関する研修を行った。

(3) 子どもと社会に対する成果

① 子どもの生活状況の変化

- 新規の村の約 1,000 人の 3 歳未満児のうち、栄養不良児（中度・重度）の割合が開始時の 40.4%から 12 月には 33.5%に改善した。
- 新規の村の約 1,000 人の 3 歳未満児のうち、重度栄養不良児の割合が開始時の 1.5%から 12 月には 0.9%に減少した。

② 子どもの権利に影響する政策や社会的慣習の変化

- タウンシップ当局が子どもの保護のシステム作りを話し合うようになった。
- テゴンの 1 村の 95%の住民が胚芽米を食べるようになり、精米所にビタミン B1 の豊富な胚芽米を生産するように働きかけた。
- UNICEF がテゴンの胚芽米のケースを取り上げてセミナーで発表する。

③ 子どもの参加における変化

- 特になし

④ 子どもが公平に扱われ差別されない社会に向けた変化

- 特になし

⑤ 子どもの権利を実現する市民社会・地域社会のキャパシティの変化

- 活動地域の 80%以上の住民がハエ防止型トイレを建設し、衛生状態が子どもの健康に影響があることを理解するようになった。
- 研修を受けた医療従事者や住民が、保健・栄養・衛生面で適切な対応ができるようになった。
- 村の指導者たちが子どもの保護者が給食セッションに参加するように促すようになった。

4. アフガニスタン事業

2006 年は、タリバン政権崩壊以来、アフガニスタンで最も激しい戦闘が行われた。

治安情勢は混迷の度を深め、南部のカンダハル州や東部のパキスタン国境沿いを中心に再び勢力を拡大させているイスラム原理主義タリバンと北大西洋条約機構 (NATO) の駐留軍との戦闘は激化した。5 月末の暴動以降、首都カブールの治安も不安定になり、ISAF（国際治安支援部隊）や政府関係者、一般市民を標的にしたテロや反乱活動が相次いだ。国内の自爆テロの件数は 2006 年に 117 件と前年比約 6 倍にまで増加した。

5 月の暴動はカブール市内で米軍が市民を巻き込んだ交通事故を起こしたのが発端であった。これに対し抗議デモが起こり、更に暴動化。人々の不満が一気に爆発し、発砲、放

火、盗難と続き、外国人、国際組織などが狙われた。特に欧米系の組織や団体が被害に合った。この暴動は、多くの人々が自国の政治・経済への不満と国際社会からの援助が期待していたほど進んでいない現状に対する不満を表明するかたちとなった。

一方、政府はパキスタンとの信頼醸成を築くため、外交努力を進めた。国境付近では、宗教指導者がテロリストを養成していると伝えられており、アフガニスタンの治安向上にはパキスタン政府の協力が極めて重要である。10月にはアフガニスタン全土の治安責任はISAFに移行し、アフガニスタン国軍4万人と警察官6万人の能力強化が進められた。また地方都市では住民が自警団を組織し治安維持に努めている。DDR（兵士の武装解除・動員解除・社会復帰）がDIAG（非合法武装集団の解体）へと移行し、中央政府権力の地方への「法の執行」が促進された。こうした政策は内政問題であるため、中央政府と県知事が主導して開始したが、期待されたほどに武器の回収は進まず、今後も慎重な対応で継続することが求められている。

アフガニスタンの経済を支える農業以外に、ケシ栽培も未だに続いている。2006年には世界の9割の麻薬はアフガニスタンで栽培されているという。政府と国際通貨基金（IMF）は2006年から3年間で経済復興、マクロ経済の安定、そして貧困を無くす計画を立てた。アフガニスタンの将来はまだまだ不透明といえるが、同時に発展性があるともいえる。しかし治安が落ち着かない限りは、支援する側にも受ける側にも試練が待ち続けている。

（1）2006年度事業の総括

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（SCJ）アフガニスタン事務所は治安が比較的安定している中央高地バーミヤン州三郡（中央郡、サイガン、カマード）に事業を集中させ、基礎教育の質とアクセスの向上を目指し、教員研修や教育啓発事業、識字教室事業を展開してきた。

アフガン国内で、教員専門課程を修了した学校教員の割合は全体の15%にも満たない。山岳農村地帯のバーミヤン州ではその割合はさらに深刻で、小学校さえ卒業していない教師が小学校低学年の授業を受け持つケースも時折観察された。その質の低い教育環境は、親たちの教育への期待と関心を削ぎ、子どもに学校よりも仕事を優先させ、また生徒たちの学習意欲を喪失させる事態をも招き、結果として小中高等学校の低就学率と低定着率に拍車を掛けている。SCJはサイガン郡において4週間の教員研修を実施し、研修後、授業内容の改善、生徒の授業参加率向上などが、学校現場を視察した地元教育局局員によって報告された。それでも、数週間の研修一回限りでは教員たちの能力強化には限りがあり、就学率・定着率の底上げという客観的成果も短期的には見込めないのが実情である。教員たちの実際的な質向上は中長期的展望として捉える必要があり、次年度も学校現場の基盤強化支援を継続実施することが肝要である。

アクセス向上の成果としては、教育啓発の演劇公演を通じてバーミヤン中央郡とサイガン郡のおとな・子どもたちに識字や学校教育の重要性など一貫したメッセージを伝えた結果、人びとの意識変革と行動変容を促し、両郡の一部で復学率および就学率向上という一

定の成果を収めた。しかし、親たちの意思決定過程を考察する中で、サイガン郡では農村地域特有の男子優遇や女子教育への無関心といった村人たちの内なる慣習が根強いことも明らかになった。それゆえ、次年度の課題のひとつに、教育機会における性差の解消と女子教育のさらなる推進が挙げられる。

一方、たとえ教育への関心が深まったとしても、サイガン郡などの険しい山岳地帯で暮らす子どもたちにとっては、その地理的条件により公立学校へのアクセスはまだまだ限られている。さらに教育省は9歳以上の子どもが小学1年に入学することを原則として認めていない。そのため、入学時期を逃した子どもたちは学校教育の機会を一切奪われたことに等しく、彼女・彼らにとって、村の識字教室がアルファベットや計算の基礎を学べる貴重な教育の場であり、公立小学校へ編入できる唯一の機会でもある。この現状を踏まえ、SCJは教育局と各コミュニティ、地元小学校と連携しながら識字教室事業を実施し、事業完了後に小学校編入を希望する生徒たちを支援する体制を整えてきた。

(2) 活動報告

1) カブール女子識字教室事業

[事業目標] 識字教室の生徒全員が小学校3年分の読み書きと計算ができるようになる。

[事業期間] 2005年7月から継続で2006年6月まで

[事業地域] カブール市内の第6地区および第13地区

[対象人口] 14~22歳の女子、女性約480名、女性教員12名

[カウンターパート] 教育省、Education and Aid Centre (ローカルNGO)

[活動実績]

- 女性480名を対象に週6日・1日2時間の識字教室12教室を9カ月間実施した。
- 各教室で25冊の絵本の貸し出しを実施した。

2) バーミヤン州中央郡およびサイガン郡における教育啓発事業

[事業目標] 路上演劇公演を通じて、親と子どもたちの教育への関心を高め、小学校就学率と定着率を向上させる。

[事業期間] 2005年8月からの継続で2006年10月まで

[事業地域] 中央郡30カ村、サイガン郡15カ村

[対象人口] 7~19歳の小中高生徒および親、学校教員、自治体関係者を含む総計11,036人

[カウンターパート] 教育省、バーミヤン州教育局、サイガン郡教育局

[活動実績]

- 中央郡にて「学校へ行こう」15公演を実施し、観客総数3,417人に教育啓発のメッセージを伝えた。
- サイガン郡にて「学校へ行こう」15公演を実施し、観客総数2,700人に教育啓

発のメッセージを伝えた。

- 中央郡にて「楽しく学ぼう」15公演を実施し、観客総数4,919人に教育啓発のメッセージを伝えた。

3) サイガン郡教員研修

[事業目標] サイガン、カマード両郡において、学校教育の質が高まり、生徒が学校でわかりやすい授業を受けられる。

[事業期間] 2006年2月

[事業地域] サイガン郡

[対象人口] サイガン郡小学校教員25名、カマード郡小学校教員25名、サイガン郡中学校教員25名、カマード郡中学校教員25名

[カウンターパート] 教育省、バーミヤン州教育局、サイガン郡教育局、カマード郡教育局

[活動実績]

- サイガン郡、カマード郡小学校教員計50名に対して、実践的な模擬授業を含む教授法研修を24日間実施した。
- サイガン郡、カマード郡中学校教員計50名を対象に、第7学年レベルの3教科研修を24日間実施した。

4) 子どもの権利研修 (CRC 研修)

[事業目標] 教育関係者が子どもの権利を理解し、差別のない学校環境をつくり、子ども参加を授業で実践する。

[事業期間] 2006年4月～5月

[事業地域] サイガン郡

[対象人口] サイガン郡およびカマード郡の教育局局員、学校教員計30名

[カウンターパート] 教育省、バーミヤン州教育局、サイガン郡教育局、カマード郡教育局、セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデン及びノルウェー

[活動実績]

- カブールから講師2名を派遣し、サイガンとカマードの郡教育局局員、学校教員計30名を対象に、子どもの権利研修を5日間実施した。

5) サイガン郡における子ども識字教室事業

[事業目標] 識字教室の生徒全員が小学校3年分の読み書きと計算ができるようになる。

[事業期間] 2006年7月から2007年6月まで継続予定

[事業地域] サイガン郡13カ村

[対象人口] 7～45歳の子ども、おとな計400名

[カウンターパート] 教育省、バーミヤン州教育局、サイガン郡教育局

[活動実績]

- 7～45 歳の子ども、おとな 400 名を対象に週 6 日・1 日 2 時間の識字教室 19 教室を実施中。
- 識字教員 19 名と授業監督官 5 名を対象に、各学期前に 6 日間の識字教授法の研修を実施した。
- 各教室で 25 冊の絵本の貸し出しを実施した。

(3) 子どもと社会に対する成果

① 子どもの生活状況の変化

- これまで学校に通えなかった 14～22 歳の女性 480 名が、識字教室に通い小学校 3 学年分の読み書きと計算ができるようになった。
- 教育啓発の演劇公演を通じて、演劇実施 10 カ村の不登校生徒 569 名のうち 171 名 (33%) が教育への関心を新たに深め、公演後に不登校を止め定期的に学校に通い始めた。
- 武力紛争の影響で教育機会を持てなかった子どもたちは、演劇公演のストーリーやキャラクターの影響もあり、自分の夢や自己実現にむけて将来像を抱くようになった。
- 識字教室第 3 学期に進級した 7～45 歳の子ども・おとな計 350 名が、小学校 3 学年分の読み書きと計算能力を習得すべく識字学習に励んでいる。

② 子どもの権利に影響する政策や社会的慣習の変化

- 小学校教員 50 名が教授法を修了し、カリキュラムを把握し教科書内容をきちんと理解したうえで生徒たちに授業を教えるようになった。
- 中学校教員 46 名が 3 教科研修を修了し、その教科内容の理解を深め教え方の知識を身につけたうえで授業を実施するようになった。

③ 子どもの参加における変化

- 子どもの権利研修を修了した学校教員たちは、子ども参加の概念を授業に取り入れ、生徒たちが積極的に発言や意見表明できる学習環境づくりを試みるようになった。

④ 子どもが公平に扱われ差別されない社会に向けた変化

- 教育局職員や学校教員たち計 30 名が、子どもの権利を理解し性差や異なる出身部族をもとに生徒たちを差別しない学校環境をつくるよう配慮するようになった。

⑤ 子どもの権利を実現する市民社会・地域社会のキャパシティの変化

- 当団体が教員研修を実施してきたことで、郡教育局局員や学校教員、自治体関係者たちが地域のキャパシティ強化にさらなる関心を抱くようになり、教員研修の継続とニーズの高い高校教員育成の要望を強めている。

5. 世界連盟共同事業

2005年にスタートした世界連盟との共同事業に対して、2006年度は世界連盟との協議を行い、以下の事業に参加した。

エチオピア事業 (SC 英国、SC ドイツ)	34,188,973 円
カンボジア事業 (SC ノルウェイ)	13,266,204 円
アフガニスタン事業 (SC アメリカ)	9,500,000 円
コートジボワール事業 (SC スウェーデン)	4,696,121 円
グアテマラ事業 (SC ノルウェイ)	586,875 円

(1) エチオピア事業<保健医療事業>

エチオピアは、子どもの17%が5歳の誕生日を迎えることなく死に、平均寿命が約46歳、国民の76%が整備された水源へのアクセスを持たないという、世界で最も開発の遅れている国として5本の指に入る。

セーブ・ザ・チルドレンは1932年にエチオピアで活動を開始したが、本格的な活動ベースを敷いたのは1970年代に入ってからである。1984-85年の大飢饉に対する緊急支援を契機に、より長期的な視野に立ち、この国の数々の問題に取り組んできた。セーブ・ザ・チルドレンは主に、教育や健康、経済活動をサポートし、約100万人の子どもの家族を支援している。HIV/AIDSの防止・ケア・サポート、主に女子を対象とした基礎教育、食糧確保の問題への取り組みも行っている。特に、子どもの半数以上が栄養失調により成長を妨げられ、慢性的な食糧不足で日々何百万人という人たちが飢えに苦しんでいる国では、食糧問題は最も優先されるべき課題である。私たちの活動は、コミュニティを基本とした解決策と、その影響力を広げ持続性を維持していくための国家レベルでの意識改革に重点を置いている。

エチオピア事業はSC英国とSCドイツと共同で行っている事業である。

事業地域：デブレシナウオレダ、南ウオロ

事業期間：2006年から5年間

事業内容：

[目的] 最貧層の女性と子どもたちが質の高い保健医療を受けられるようにする。

[活動]

1) 第一次診療機関における、人材と資金と資材の効率的な運用

成果の指標：1つの医療センターあたり、HIVエイズの中心となる5つのポジションを作り、HIVエイズプログラムにSCイギリスなどで訓練された人をそれにあてる。

2) 伝統的な医療の提供者から医療施設への紹介を増やす。予防医療の改善をはかる。

成果の指標：地域委員会が強化され、10の地域健康委員会により予防的な医療サービスを受けられるようにコミュニティする。

3) 伝統的な助産婦が、技術のしっかりした助産士を紹介するようにする。

本事業は、事業開始が当初の想定より遅れており、成果の測定と報告は今後を待つことになる。

(2) カンボジア<子どもを暴力と性的搾取から保護し、子どもの権利を保障する事業>

1) 場所：コンポンチュナン県

活動：村の安全網事業のコミュニティでのワークショップが12地域で行われ、422名の大人（地元の公務員、警察、教師、他部門の政府職員、NGOスタッフ）と、503名の子ども（学校へ通っている子ども、通っていない子ども）が参加した。当プログラムは、5つの主なテーマからなる。(1) 家庭と社会の問題（暴力、アルコール中毒、ギャンブルなど）(2) 性的虐待・搾取と人身売買(3) 健康とHIV/エイズ感染(4) 家計（貧困と失業）(5) 薬物乱用と犯罪防止。35,000部のリーフレットが印刷され、配布された。609名の子どもが高い危険にさらされていると確認され、地元政府に対して対策を取るよう要請した。複数の地域の4,060名（大人2,147名、子ども1,913名）が、活動に参加した。15のコミュニティが、暴力、性的虐待・搾取から子どもを守る試験地域として選ばれた。暴力や性的虐待にさらされ、高い危険にさらされている108名の子どもたちは、代替的なケアやライフスキルトレーニングを受けた。パートナーが、プノンペンで178名のストリートチルドレンや働いている子どもに、路上での教育やセンタープログラムを行った。

2006年、SCは、パートナーの能力構築に力を注いだ。私たちのパートナーは、村人たちの報告によれば、①人身売買人に騙される事件の数が減った ②仕事を求めて都会に移る前に、より適切な手段を取るようになった ③そして村に来る人身売買人の数が減ったという成果をあげている。

障がいのある子どもの社会保障を実現する事業

プロジェクトの全体目標は、対象地域の障がいのある子どもが、リハビリテーション、健康サービスと包括的な教育プログラムを利用できるように保証することである。プロジェクトの進行状況は次のとおりである。対象となる251名の障がいのある子どものうち、89名はリハビリを利用しており、251名の障がいのある子どもの親または介護者、8名の地域役人、31名の障がいのある子どもの兄弟姉妹が、リハビリ中の障がいのある子どもの介護の方法、健康と栄養のケア、そして基本的な子どもの権利の指導を受けた。123名の障がいのある子どもが、学校教育へを受け続けることができた。この他、250名の障がいのある子どもが、人身売買と差別から子どもを守ることに焦点を当てた国際子どもの

日に参加した。

(3) アフガニスタン事業 (保健教育)

- 1) 場所 ファリヤブ県、サリプール県
- 2) 期間 2006年1-12月 (12ヶ月)
- 3) 経緯 ・ 1990年代末の旱魃時の食料援助から開始
 ・ 2004年にパキスタンのアフガン難民用の保健教育教材をテスト、子どもの健康問題 下痢、栄養不良、鉄分欠乏症、ヨウ素欠乏症、カゼ等

4) 活動

a. 子ども保健教育グループ

- 111グループを形成
- 村人にファシリテーター研修を実施し、村人がファシリテーターとなって、保健教育活動を行う
- 子どもの参加者1,155人
- ファシリテーター152人 (ファシリテーター研修1週間)
- 研修内容は、栄養、下痢、セキ・カゼ、安全な水について

b. 応急処置委員会

- 救急箱の配置
- 簡単な怪我や病気の手当てを行う
- 研修を2ヶ所で開催

c. 教員研修

- 8ヶ所で開催、教員141人 (うち女性教員18人)
- 2回を予定 (1回目は終了)
- 内容は、子どもを中心とした教授法

d. 学校運営研修

- 対象は、校長、PTAメンバー、郡教育事務所職員

e. PTA設立

- 14ヶ所で開催、研修のち設立
- 1ヶ所につき、男性PTAと女性PTAを設立
- コミュニティの学校運営への参加を促進する

ここ数年アフガニスタンでは、政府省庁だけでなく数多くの全国的及び国際的な組織が、アフガンの子ども達の健康、教育そして幸福を向上させるために、熱心に取り組んできた。しかし、ファーリヤブ州及びサーレポル州では、あまり取り組まれていない。

ファーリヤブ州の Belcheragh 地区及びサーレポル州の SayadAbad 地区での分析によれば、たんぱく質やエネルギーの栄養不良及びビタミン・ミネラルの不足を含む、多くの栄養や健康の問題が、学齢に達した子ども達を苦しめている。

このことから SC は、子ども達に対し基礎となる栄養学的・衛生学的情報を提供するだけでなく、その知識を家族や地域社会で他の子ども達や大人達と分かち合うよう働きかけた。SC はアフガンの子ども達の全般的な健康と幸福を向上させるため、事業の対象地域で情報格差を埋める支援をした。

また、SC は Faryab 県の Belcheragh や Gorziwan 地方での基礎教育計画を継続し、6 地域から 14 地域へと拡大した。新しい地域に基礎教育計画を実施するため、SC はまずアフガン政府の P T A 制定法にしたがって父母と教師の会 (P T A) 会員を定め、研修を行った。また、教員研修も実施し、教室が生徒主体で子どもにやさしいものであるよう、教師たちは参加型の教授法を学んだ。

(3) コートジボワール事業

1) 主な活動内容

より多くの子どもたちに教育を

- ・反政府勢力が支配している地域での政策提言
- ・子どもたちと若者、特に女の子、国内避難民の子どもたち、明らかに戦闘部隊に関与している子どもたちや障がいのある子どもたちに焦点をあて、基本的な教育の機会を得られるように提唱

2) 成果

- ・補習コースを必要とする 80 人の子どもたちが、子ども保護委員会によって作られた国の教育カリキュラムに続いて、非公式の補習コースを受講した。子どもたちはよい成績で試験に合格し、33 人の子どもたちが修了証書を授与された。
- ・アビジャンに住む学校に行ったことのない 408 人の子どもたちは、SC の支援する子ども保護委員会の非公式教育を通じ、読むこと、書くことそして数を数えることを学んでいる。
- ・SC は学校に必要な道具 (ペン、ノートパッド、黒板) を小中学校に提供した。
- ・3 回のワークショップを通して、SC は聴覚障害や視覚障害のある子どもたちを教える 120 人のスタッフのキャパシティを強化した。

(4) グアテマラ事業

2005 年 10 月に発生したハリケーン・スタンは大規模な地滑りを引き起こし、被害を受けた地域のインフラに深刻な被害をもたらした。SC は、被害を受けた地域に支援を提供した。被害にあった人々に医療を提供し、子どもの健康状態に関する調査を行い、一時避難所や被災地域で衛生活動を開始した。トウモロコシ、豆、米、インカパリナなどといった食糧を、被害を受けた家族に配給し、食の安全性を高めた。農業を再興するため、技術指導と物資支援も実施した。被災地域の子どものたちに対する支援と心理社会的なケアを施

す取り組みが実施された。

6. 国内事業

(1) 2006年度事業の総括

事業開始より4年目をむかえたスピーキングアウト事業（以下S0）であるが、2006年度は東京・大阪の計72カ所にて、主に小・中学生を中心とするのべ5,434名とボランティアスピーカーのべ258名が参加した。より多くの子どもたちがS0に参加できるように量の拡大を目標としたが、当初の計画の裨益者数3,500名を大幅に達成し、平均して月5～6件とより頻繁に実施することができた。

以下2006年度の特徴として、主に4点挙げられる。

第一に、スピーキングアウトの実施という点では、実施先の多様化と複数回にわたる連続講座形式での実施という特徴が見られた。一昨年度までは実施先の多くは小・中学校であったが、2006年度は国際協力や人権・ボランティアなどに関するイベントや大学、保育所、さらにはボランティアセンター、公民館といった社会教育施設でも実施することができた。これにより、幅広い層に国際理解や子どもの権利を伝える機会を確保できたといえる。また、Child to Child（スピーキングアウトを受けた子どもが、プログラム作成やリハーサルを経て、他の子どもにスピーキングアウトを実施）を行った高校2校での計8回と15回にわたるスピーキングアウトの実施に加え、小学校3校と大学で、2～3回にわたり連続して実施することができた。1回限りのS0に比べ、“知る”→“考える”のプロセスに時間をかけられることや、子どもたちの関心が徐々に高まる、1回目の振り返りを2回目以降に反映させられるなど、複数回にわたり連続してS0を実施できる利点を再確認できた。今後も可能な限り、連続形式でのスピーキングアウト実施を増やしていきたい。

第二に、プログラム内容の充実という点では、東京・大阪それぞれで一つのプログラムに集中的に取り組むことで、プログラム内容の質的向上を図った。東京では、国際社会の大きな課題であるスーダン・ダルフル紛争における避難民を取り上げながら、国際協力や平和について考えるプログラム、大阪では、アクティビティを通じて子ども一人一人が人権の基礎となるセルフエスティーム（自尊感情）を高め、子どもの権利について知ることができるプログラムに力をいれた結果、子どもたちによりわかりやすく国際協力や子どもの権利について伝えることができた。

第三に、ボランティアの育成という点では、例年実施している合同ワークショップでは“子どもの権利”を重視したアクティビティやファシリテート方法を学ぶことで、ボランティアのニーズにあったスキルアップをはかることができた。また、事業計画や事業評価の見直しを図るワークショップも設けることで、2007年度以降のスピーキングアウト事業の方向性をボランティアと協働して考えることができた。今後は、スピーキングアウトに長年携わってきたボランティアを中心に作成した、ボランティア養成マニュアルも活用しながら、新たなボランティアを確保し、育成していく必要がある。

第四に、特に大人を対象とした子どもの権利の啓蒙という点では、主体的にワーキング

グループを結成したボランティアが、保護者層へ子どもの権利を分かりやすく伝えるプログラムを作成し、パイロット的に保育所の PTA で実施した。その他にも教育委員会や高校の人権教育講座を通じて、すべての子どもを守るために子どもの権利が必要であることや、子どもの声に耳を傾けることの大切さを大人に気付いてもらうきっかけ作りを試みた。今後はこれら大人向けの子どもの権利プログラムを改善しつつ、普及していくことが課題である。

(2) 活動報告

スピーキングアウト事業

[事業目標] 日本の子どもの国際理解・子どもの権利への意識を向上する。
権利の主体者である子どもの育成に関わる市民活動を高める。

[事業期間] 2003 年からの継続事業

[事業地域] 東京・大阪近郊

[対象人口] 約 3,500 人

[活動実績]

- 月平均 6 件の頻度で、計 72 件のスピーキングアウトを実施した。
- のべ 5,434 名の子どもと大人、のべ 258 名のスピーカー（ボランティア講師）がスピーキングアウトに参加した。
- 高校 2 校にて Child to Child を実施し、約 40 名の子どもがスピーキングアウトの立案・実施・評価に携わった。
- スピーキングアウトを実施した学校 12 校で子どもたちが自主的に募金活動や文化祭等での発表に取り組んだ。
- 子どもの権利ワークショップを教育委員会、学校、保育所の 3 カ所にて実施し、約 120 名の大人が参加した。
- 5 月にアフガニスタンへの事業地視察を実施した。
- キット化に必要なガイドラインを作成した。
- 新たに子どもの権利プログラムを開発した。
- 東京・大阪各所で、ボランティアを対象とした研修を計 3 回実施し、のべ 70 名が参加した。
- ボランティア向けマニュアルが完成し、配布した。
- 大人向け子どもの権利プログラム作成のためのワーキンググループが発足し、プログラムを完成・実施した。
- スピーキングアウトへの積極的な参加を活動の一つとしたユースグループが発足し、活動を開始した。

(3) 子どもと社会に対する成果

① 子どもの生活状況の変化

- 毎月 6 件スピーキングアウトを実施することで、のべ 5,434 人の子どもが国際理解・子どもの権利について学べた。
- スピーキングアウトに参加した子どもが、世界の子どもの状況や子どもの権利を通じて、自分と他者を見つめ直すようになった。

② 子どもの権利に影響する政策や社会的慣習の変化

- 特になし

③ 子どもの参加における変化

- 40 名の子ども（高校生）がスピーキングアウトの立案・実施・評価に関わることによって、日本における子ども参加の場が確保された。
- スピーキングアウトを実施した学校 12 校で子どもたちが自主的に募金活動や文化祭等での発表に取り組んだ。

④ 子どもが公平に扱われ差別されない社会に向けた変化

- 特になし

⑤ 子どもの権利を実現する市民社会・地域社会のキャパシティの変化

- のべ約 70 人のボランティアを対象とした研修の実施によって、ボランティアの子ども参加の視点にたったプログラム作成やファシリテートへの理解が深まった。
- 子どもの権利に関するワーキンググループの立ち上げ・実施など、約 30 名のボランティアの主体的な参加によって、ボランティアの子どもへの権利に対する意識が高まった
- のべ約 100 名の大人が子どもの権利ワークショップに参加し、子どもの権利条約を知り、責任を有する側としての大人の役割を認識できた。

[3] 緊急援助事業の詳細

1. スマトラ津波 インドネシア（アチェ）

2004 年 12 月 26 日にスマトラ沖で起きた、マグニチュード 9.0 の地震とそれに伴う津波により、死者・行方不明者 28 万人以上といわれる被害がもたらされた。被害地域もインドネシア、ミャンマー、スリランカ、インド、タイなど広範囲に渡った。2005 年 3 月 29 日にも同じくスマトラ島沖で再び大きな地震（マグニチュード 8.7）が発生し、ニアス島（北スマトラ州）を中心に 900 人以上の死者が出た。被災者合計数は 500 万人にも及び、そのうち約半数が子どもたちともいわれる。産業面においても、重要産業のひとつである漁業は、住居、漁具、ボートを流されるなど深刻な被害を受けた。また、被災した女性や青年

たちも職を失い、生計を立て直すための収入を得る手段を得ることが復興に向けての課題となった。

セーブ・ザ・チルドレン世界連盟と協業しつつ、日本人スタッフがスマトラ島のアチェ州に駐在してスマトラ島沖地震・津波被災者支援を実施した。

津波被災により損失した財産の再購入および事業再開のための運転資金の利用増大、被災地の子どもへの保護者および家族に対するマイクロファイナンス利用促進、また、子どもの保護者及び家族により経営される小規模事業経営向上のためのビジネス開発サービス利用増進を目的とする事業を実施している。(継続中)

(1) 活動報告

アチェにおける復興支援事業 【継続中】

事業地域：アチェ州

(セーブ・ザ・チルドレン全体の計画に対して拠出。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは生計支援分野で協力)

事業内容：

[目的] アチェ州の紛争および津波被災地における子どもとその家族の安定した経済向上を図る。

[期間] 2005年5月 - 継続中

[対象人数] 6,503人 (2006年度末までの総裨益者数)

[活動] (予定を含む)

◇ 資産回復支援事業 (Economic Recovery Assistance : 通称 ERA)

裨益対象者(漁師、小規模自営業、養鶏業者、農業従事者、自家生産業者等)に対し、津波によって損失した財産の再購入費及び事業開始のための運転資金として、無償供与と貸付制度を提供する。また、ERA受益者、総計5,116人が普通預金口座を開設し、貯蓄計画トレーニングを受けた。当事業は2006年12月で終了。

◇ 農業支援事業

ピディ県・パンテラジャ地域にて津波により破壊された米作地帯の土壌修復、種子・肥料配布、技術援助事業を実施した結果、46人の農家が2006年4月に被災以来始めて米の収穫を行うことができた。

◇ キャッシュ・フォー・ワーク事業

地域住民が、瓦礫の収集やインフラ整備(バンダアチェとプロアチェ島にある船建設)を行い、その報酬として現金を手渡す。本事業によって、離島へのアクセス向上や雇用促進へとつながり、島の経済復興の一助となった。

◇ 鳥インフルエンザ予防キャンペーン

アチェで活動する国際機関及び国際NGOと連携し、鳥インフルエンザ予防キャンペーン・グループを立ち上げ、ポスター・小冊子を制作し、3,000枚のポスターと11,700

枚の小冊子をアチェ州内 5 県の小中学校、子どもの安全な遊び場施設、養鶏業者グループを中心に配布した。

◇ ビジネス開発サービス事業

現在までに実施された技術訓練（造船大工、レンガ工、魚加工、レンガ造りなど）に引き続き、2006 年 1 月には 40 人を対象に、家具製作訓練を 2 回実施した。また、ピディ県にて、パンダン草で作るゴザ産業（パンダンという草を利用しゴザ織物として生産されたもの）を対象に調査をし、134 人の生産者からアンケートとヒヤリングを行った。その調査結果を下に、2007 年度より、生産者の収入向上や生産性向上を目的とした新事業を実施する予定。

◇ マイクロファイナンス事業

2007 年度からの新事業として、現地の女性起業家が金融アクセスを促進し、ビジネスの成長発展につながるような事業の展開を予定している。本事業開始に先立ち、2006 年末から年始にかけて、現地 NGO 団体、及びセーブ・ザ・チルドレンスタッフを対象に、マイクロファイナンスに関する能力向上を目的とする研修を行った。

2. スーダン国内避難民支援

独立以来、停戦期間を除き、30 年以上もの間内戦が続き、特にここ 20 年はイスラム色を強めた北部を拠点とする軍事独裁政権（アラブ系）と南部のアフリカ系（非アラブ系）との間の紛争が継続していた。国際社会の努力により 2003 年に和平協定が締結されたが、ダルフール地域ではその後和平交渉が決裂し、ダルフール紛争が激化した。

この紛争により 2005 年 1 月までにダルフール人口の約 40% に当たる 240 万人の人々が影響を受け、そのうち、160 万人が難民及び国内避難民となっている。ダルフール地方では食糧と共に、生命維持に欠かすことのできない水の問題が大きく取り上げられおり、安全な飲み水の確保が重要な課題となっている。安全でない水が原因で急性下痢、コレラ、マラリア、肝炎といった病気が多く、乳幼児の約 17% が主にこのような病気が原因で亡くなっている。また遠くまで水を汲みに行く女性や子どもが危険にさらされたり、この水汲みのために要する時間のために生活を再建することが難しかったり、といった現状もある。さらに、ダルフール危機の深刻化に伴い、国内避難民が爆発的に増加した 2004 年 3 月以降、被災児童数も急増し、西・南ダルフール州においては教育支援を必要とする児童が全被災児童の 8 割を超える状況であった。

2005 年 2 月に、紛争によって大量の国内避難民が発生しているダルフールにおいて緊急人道支援ニーズの調査をおこなった。既にセーブ・ザ・チルドレン US が食糧、水、保健、栄養、保護の分野で活動しており、日本人スタッフも西ダルフール州の州都ジェネイナに設置されたセーブ・ザ・チルドレン事務所を拠点として、水および教育の分野でハビラ郡での支援事業を 2005 年 4 月から開始した。長期的支援を視野に入れ、井戸の掘削・設置と

共に、コミュニティから選任された技術者へ研修を実施することにより、自分たちでポンプや発電機などの機器のメンテナンスを行えるようにした。また住民に対しても、井戸の使い方、水の使い方、衛生の重要性を伝える衛生教育も実施し、住民の水と衛生に関する意識を高める。教育分野では損壊した校舎の修復や仮校舎の設置を行っているが、こちらも、住民参加の活動としてコミュニティ全体で教育の問題に取り組み、コミュニティの再建支援の一環ともなっている。

(1) 活動報告

西ダルフール州における緊急水と衛生事業及び緊急教育事業

事業地域：西ダルフール州ハビラ郡

事業内容：

[目的] 水の確保と教育支援を通して、人々が安定して居住できるような環境作りと中長期的視野にたった子どもへの支援を行う

[期間] 2005年2月 - 2006年2月

[対象人数] 103,695人

[活動]

◇ 水と衛生事業

人間の安全保障の観点から一定の基準を満たした水の供給サービスを行い（井戸の設置）、同時に、井戸の使い方、水の使い方、衛生の重要性を伝える衛生教育も実施した（研修・衛生教育）。

最終的に、手動ポンプ（47箇所）電動ポンプ（5箇所）設置し、研修は、20から40名ほど各コミュニティからの代表者数名ずつを集め、個人衛生、環境衛生、水供給施設の扱い方・維持などを中心に3-5日間ほどかけて実施した。また、400名以上の参加者にトレーニングを行い、これらの代表者は各コミュニティにこの知識を普及した。

◇ 緊急教育事業

教育の早期再開を支援。（①校舎の修復・仮校舎の設置、②机・椅子などの家具配布、③教材配布）

本事業は、紛争の影響を受けている子どもたちを保護する一面もあり、また、低学年の子どもを持っている保護者にとって農業などの仕事に集中できるという効果あった。

最終的に、ハビラ郡フォーブランガの5校およびハビラ郡ハビラの1校を修復し、仮教室を計5教室（9m x 5 m、約50生徒収容）、帰還民の多いアブダヒヤに設置した。また、7校に生徒用長椅子と長机（生徒4名がけ）を40から50組、生徒数とニーズにあわせて配布した。さらに移動式の黒板を8ないし9クラス分を計60個、7校に配布した。また、教材については、最も基本的に必要となる鉛筆数本とノート数冊を配布した。

3. パキスタン地震復興支援

2005年10月8日、イスラマバード市北東約95キロメートル地点を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、約7万3人以上の死者、約8万人以上の負傷者、330万人以上が被災した。北西辺境州やアザド・ジャム・カシミール(AJK)州では、小学校を含む大半の建物が倒壊した村もあった。地震が発生した時間(午前8時50分頃)は、多くの子どもたちが学校に登校してきた時刻で、被災した子どもの報告数が時間を追うごとに増えていった。

寒さも増しつつある季節であったため、震災により家屋を失った被災民の保護や、雨天や夜間の気温低下による厳しい生活環境において生じる下痢などの健康被害といった二次被害の恐れも警告された。多くの子どもが、夜に眠ることが出来ない、一人でいることが出来ず親に四六時中くっついていて、急に泣き出してしまふ、等の状況にあるとの声が聞かれた。被災後の混沌とした状態の中、親自身も、家、家族、職を失ったショックや、様々な問題の対処に忙しく、子どもの世話を十分に時間をかけることができない状態が散見されていた。

2005年10月の地震発生後すぐに実施した第一期支援事業に引き続き、第二期事業を12月より開始した。日本人スタッフはムザファラバードに駐在し、被災地の子どもの保護事業を実施した。子どもの保護と教育の分野に重点をおき、バタグラムやムザファラバードにてセーフ・プレイ・エリア(SPA、子どもたちの安全な遊び場)、また山岳地ではプレイ・バス(移動型SPA)を設置した。大人のスーパーバイザー監督のもとで、集まって遊ぶことで、子どもたちが被災生活でのストレスを忘れ、日常を取り戻す助けを行うものである。その他、子どもの保護の枠組みの回復支援を展開するために子どもの状況調査を実施、またスタッフのキャパシティ・ビルディング、及び組織の子どもへのコミットメントに対するアカウントビリティの確保のためのトレーニングを実施した。

(1) 活動報告

パキスタン地震子どもの保護事業

事業地域：ムザファラバード、バグ

事業内容：

[目的] 地震被災後の混沌とした状態の中で暮らす子どもたちに安全な遊び場を提供し、子どもたちは遊びを通して、心に蓄積したストレスを開放し“日常”を取り戻す

[期間] 2005年12月 - 2006年7月

[対象人数] 3,500人の子ども

[活動]

子どもの保護に重点をおいた以下4つの分野の事業を実施した。

◇ 安全な遊び場 (セーフ・プレイ・エリア SPA)

子どもたちが、設置した遊具で遊んだり、大人のスーパーバイザーの監督の下、長縄やゲームをしたりできるように、テントを用いた安全な遊び場(SPA)を市内外に27セッ

ト、山岳部に6セット設置した。また、単なる遊び場として機能するだけでなく、子どもたちの状態を調査するための場としても活用された。

◇ 遊具搭載バス（プレイ・バス）

プレイ・バスは、SPAの移動版であり、山間部のSPAを設置しない村を周回する移動施設である。ムザファラバードとバーグに各一台ずつ設置した。

◇ 子どもの状況調査

ムザファラバード市内外と山間部で分けて、緊急事態が起きてから事業開始前の簡易調査を実施。地域ごとの特有な子どもの保護に関する問題の情報を、子どもを含めた複数のステークホルダーから収集し、分析して、その後の中長期的な子どもの保護の事業の具体的な方法を決定するために行われた。なお、調査の結果、SPA事業及びプレイ・バス事業において、地域住民を主体とした「コミュニティ子どもの保護委員会」を設置することが決定した。

◇ スタッフ対象キャパシティ・ビルディング・トレーニング

子どもの保護チームのスタッフは、子どもとの頻繁な接触を持ち、子どもの保護に関する問題を直接扱うことから、子どもの権利に対する理解、子どもの保護、子どもの参加等に関する十分なトレーニングは欠かすことが出来ない。合計で5つの内部スタッフのためのトレーニング、SPAボランティアに2つのトレーニング、コミュニティ子どもの委員会メンバーに1回のワークショップを行った。

4. インドネシア ジャワ地震復興支援

2006年5月27日、ジャワ中部地方（首都ジャカルタの南約37km）を震源とするマグニチュード（M）6.2の地震が発生し、被災者数は死者約6千人、重軽傷者約3万8千人と報告されている。全壊家屋約14万戸、及び半壊家屋約47万戸と言われ、村人は瓦礫の山積みになった自宅の前にテントやプラスチックシートを覆った小屋での生活を送ることとなった。

多くの子どもたちもその被災者の一人であり、彼らを取り巻く環境の変化にも支障をもたらした。

最も被害が多かったジョグジャカルタ州、バントゥール県、クラテン県において、およそ1,550校の小・中学校が全半壊したことにより、7月中旬の新学期再開の延期が懸念された。また、多くの子どもたちが地震への恐怖心や、家族・友人を失った悲しみにより、しばらくの間口が聞けない状態であった、震えが止まらなかった、などの報告があった。

5月下旬の地震発生直後、現地調査を実施した。日本人スタッフ1名が、ジョグジャカルタ州に設置されたセーブ・ザ・チルドレン事務所を拠点に、緊急教育事業を行った。崩壊した小・中学校及び幼稚園の新学期再開に向けて、仮設教室（大型テント）を設置した。また、破損数の多かった学校家具（机・椅子）の配布、及び既に自宅付近や公共施設の清

掃を開始していた住民へ、学校構内の瓦礫除去用にキットを配布した。学校を再開し、一刻も早く日常生活に近い状態に戻すことにより、地震でトラウマを抱えている子どもへの精神的ケアとなる。

(1) 活動報告

ジャワ島地震・緊急仮設教室設置事業

事業地域：ジョグジャカルタ

事業内容：

[目的] 被災地の子ども達が再び通常通りの授業を受けられ、かつ安全で安心して通える緊急仮教室（大型テント）を提供する。一刻も早い日常生活の復帰によって、地震によるトラウマや不安から開放する。

[期間] 2006年6月13日－2006年8月15日

[対象人数] 27,840人の子ども

[活動]

ジョグジャカルタ州、バントウル県・クラテン県の被災した小・中学校及び幼稚園を対象に以下の事業を実施した。

◇ 仮設教室（大型テント）の設置

被害を受けた小・中学校84校及び幼稚園87園に仮校舎としてテントを設置した。テント設置によって、およそ3万人近くの小・中学校生、幼稚園生が日常生活に近い新学期を迎えることができた。

◇ 瓦礫除去キットの配布

同地域において、学校周辺の瓦礫を除去する為のキット100セットが配布され、仮教室設置前に清掃することにより、子どもたちが負傷せず安全に通学できるような環境を作ることができた。

◇ 学校机・椅子の配布

校舎同様に多くの机・椅子も破損した。そのため、新校舎設立後も使用できるように、通常利用されるものと同じ型の机・椅子900セットを提供した。

以上

一 般 会 計

2006年度収支計算書

2006年1月1日から2006年12月31日まで

<収入の部>

単位:円

科 目	予算額	決算額	差異	備考
基本財産運用収入	15,000	15,000	0	
入会金収入	320,000	150,000	(170,000)	
会費収入	19,000,000	15,801,600	(3,198,400)	
政府補助金収入	77,540,000	41,505,908	(36,034,092)	
外務省補助金・支援無償	45,514,000	16,595,010	(28,918,990)	
国際協力機構	29,276,000	24,910,898	(4,365,102)	
国際協力銀行	2,750,000	0	(2,750,000)	
民間助成金収入	8,750,000	62,251,019	53,501,019	
ジャパンプラットフォーム	0	55,051,019	55,051,019	
その他民間助成金	8,750,000	7,200,000	(1,550,000)	
寄付金収入	441,395,000	339,430,168	(101,964,832)	
無指定寄付収入	149,925,000	124,885,078	(25,039,922)	
事業国指定寄付収入	150,620,000	65,078,697	(85,541,303)	
活動指定寄付収入	0	14,259,202	14,259,202	
緊急援助指定寄付	0	35,262,318	35,262,318	
特定スポンサー寄付収入	55,000,000	13,825,744	(41,174,256)	
募金箱寄付収入	82,000,000	84,266,308	2,266,308	
啓蒙事業寄付収入	3,850,000	1,852,821	(1,997,179)	
雑収入	43,000	83,585	40,585	
海外事務所収入	26,035,000	48,442,975	22,407,975	
経常収入	573,098,000	507,680,255	(65,417,745)	
特定預金取崩収入	41,090,000	2,000,000	(39,090,000)	
海外記念事業引当特定預金取崩収入	0	2,000,000	2,000,000	
当期収入合計額	614,188,000	509,680,255	(104,507,745)	
前期繰越収支差額	72,694,000	211,583,481	138,889,481	
収入合計	686,882,000	721,263,736	34,381,736	

<支出の部>

単位:円

科 目	予算額	決算額	差異	備考
事業費	527,243,000	484,043,238	(43,199,762)	
海外援助費	258,450,000	202,163,041	(56,286,959)	※注記
ネパール	30,000,000	49,893,231	19,893,231	
ベトナム	52,828,000	33,526,481	(19,301,519)	
ミャンマー	45,094,000	30,381,001	(14,712,999)	
アフガニスタン	32,288,000	26,124,155	(6,163,845)	
世界連盟事業	94,240,000	62,238,173	(32,001,827)	
その他	4,000,000	0	(4,000,000)	
緊急援助事業費	0	130,143,058	130,143,058	津波、スーダン、パキスタン、ジャワ緊急援助
海外事業人件費	59,826,000	46,224,642	(13,601,358)	
海外事業活動費	11,989,000	7,245,063	(4,743,937)	連盟大会、調査、研修、通信費等
国内事業費	4,700,000	14,271,039	9,571,039	
国内啓蒙事業費	0	5,083,096	5,083,096	グッズ仕入等
国内啓蒙費	192,278,000	78,913,299	(113,364,701)	広報誌、ホームページ、募金箱製作費等
管理費	69,031,000	50,839,800	(18,191,200)	
人件費	38,503,000	28,609,111	(9,893,889)	
交通費	2,490,000	2,352,127	(137,873)	
家賃・リース料	11,340,000	10,263,220	(1,076,780)	
その他	16,698,000	9,615,342	(7,082,658)	支払手数料等
外部監査費	850,000	900,000	50,000	
固定資産取得支出	0	220,930	220,930	
什器備品	0	220,930	220,930	
経常支出	597,124,000	536,003,968	(61,120,032)	
特定預金積立支出	6,800,000	25,463,818	18,663,818	
退職給与引当特定預金	2,800,000	2,375,600	(424,400)	
減価償却引当特定預金	4,000,000	3,088,218	(911,782)	
新規国内事業引当特定預金		20,000,000	20,000,000	
返還金支出	0	4,669,867	4,669,867	
予備費	0	0	0	
当期支出合計額	603,924,000	566,137,653	(37,786,347)	
当期収支差額	10,264,000	(56,457,398)	(66,721,398)	
次期繰越収支差額	82,958,000	155,126,083	72,168,083	
支出合計	686,882,000	721,263,736	34,381,736	

※注記： 海外援助費は現地固定資産取得額を含む。内訳は以下のとおりである。

	アフガニスタン	ネパール	ベトナム	ミャンマー	合計
什器備品	133,984				133,984
車両運搬具					0
合計額	133,984	0	0	0	133,984

一 般 会 計

正味財産増減計算書

2006年1月1日から2006年12月31日まで

単位：円

科 目	金 額	
I. 増加の部		
1. 資産増加額		
什器備品購入額	220,930	
海外事務所什器備品購入額	133,984	
退職給与引当特定預金増加額	2,968,410	
減価償却引当特定預金増加額	3,088,218	
新規国内事業引当特定預金増加額	20,000,000	
海外事務所為替差額	121,174	26,532,716
2. 負債減少額		
退職給与引当金取崩額	1,158,787	1,158,787
増加額合計		27,691,503
II. 減少の部		
1. 資産減少額		
当期収支差額	56,457,398	
建物減価償却額	322,614	
車両運搬具減価償却額	2,547,021	
什器備品減価償却額	2,342,447	
ソフトウェア減価償却額	828,576	
什器備品除却額	879,907	
車両運搬具除却額	2,369,759	
ソフトウェア除去額	111,963	
退職給与引当特定預金取崩額	999,177	
海外記念事業引当特定預金取崩額	2,000,000	68,858,862
2. 負債増加額		
退職給与引当金増加額	2,968,410	2,968,410
減少額合計		71,827,272
当期正味財産増加額		△ 44,135,769
前期繰越正味財産額		417,765,089
期末正味財産合計額		373,629,320

一般会計

貸借対照表

2006年12月31日現在

単位：円

科 目	金 額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	150,670,930		
海外現金預金	37,096,700		
未収金	6,656,486		
棚卸資産	231,249		
前払費用	771,157		
仮払金	4,154,392		
流動資産合計		199,580,914	
2. 固定資産			
基本財産			
定期預金	50,000,000		
特定預金			
退職給与引当特定預金	14,610,269		
減価償却引当特定預金	13,898,604		
特定事業引当特定預金	43,225,000		
為替物価変動準備預金	22,925,000		
緊急援助事業引当特定預金	14,400,000		
海外事業安定化積立特定預金	7,009,215		
国内事業引当特定預金	2,090,000		
新規国内事業引当特定預金	25,000,000		
海外記念事業引当特定預金	2,000,000		
特定預金合計	145,158,088		
その他の固定資産			
土地	6,077,000		
建物	16,766,967		
車両運搬具	2,896,788		
什器備品	6,981,514		
ソフトウェア	2,427,194		
保証金	3,728,940		
その他の固定資産合計	38,878,403		
固定資産合計		234,036,491	
資産合計			433,617,405
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	12,143,553		
前受金	32,311,278		
流動負債合計		44,454,831	
2. 固定負債			
退職給与引当金	15,533,254		
固定負債合計		15,533,254	
負債合計			59,988,085
III. 正味財産の部			
正味財産			373,629,320
(うち基本金)			(50,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(△44,135,769)
負債および正味財産合計			433,617,405

計算書類に関する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 資産評価の方法について
棚卸資産-----最終仕入原価法で評価している。
- (2) 固定資産の減価償却について
建物・什器備品・車両運搬具・ソフトウェア-----定額法による減価償却を実施している。
- (3) 引当金の計上について
退職給与引当金は当該年度末の要支給額に相当する額を計上している。
- (4) 資金の範囲について
資金の範囲には、現金預金・海外現金預金・未収金・棚卸資産・前払費用・仮払金
未払金・前受金・預り金を含めている。
- (5) 円換算については以下のとおり2006年12月29日TTMレートを採用している。
アフガニスタン1USドル=119.11円(三菱東京UFJ銀行)
ベトナム 1USドル=119.11円(三菱東京UFJ銀行)
ミャンマー 1USドル=119.11円(三菱東京UFJ銀行)
ネパール 1NRS(ネパールルピー)=1.715円(Standard Chartered Bank)
- (6) 消費税の会計処理は税込み方式によっている。

2. 基本財産の増減額及び残高は次の通りである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	50,000,000	0	0	50,000,000
合計(基本金)	50,000,000	0	0	50,000,000

3. 担保に供している資産

該当事項なし

4. 次期繰越収支差額の内容は次のとおりである。

単位:円

科目	前期末残高	当期末残高
現金預金	225,003,748	150,670,930
海外現金預金	8,682,679	37,096,700
未収金	2,805,364	6,656,486
棚卸資産	283,580	231,249
前払費用	1,686,752	771,157
仮払金	2,880,714	4,154,392
合計	241,342,837	199,580,914
未払金	29,751,023	12,143,553
前受金	5,000	32,311,278
預り金	3,333	0
合計	29,759,356	44,454,831
次期繰越収支差額	211,583,481	155,126,083

注) 前受金の増加は、年度末における外務省補助金収入の未使用分を計上したことによる。

5. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物	17,923,000	1,156,033	16,766,967
車両運搬具	16,975,849	14,079,061	2,896,788
什器備品	16,535,855	9,554,341	6,981,514
ソフトウェア	4,142,880	1,715,686	2,427,194
合計額	55,577,584	26,505,121	29,072,463

6. 保証債務

該当事項なし

一 般 会 計

財産目録

2006年12月31日現在

単位：円

科 目	金 額	金 額
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金手許有高	253,653	
普通預金 UFJ銀行室町支店等	148,917,277	
定期預金 UFJ銀行室町支店	1,500,000	
現金預金合計		150,670,930
海外現金預金		
アフガニスタン	6,123,069	
ネパール	6,973,171	
ベトナム	20,974,192	
ミャンマー	3,026,268	
海外現預金合計		37,096,700
未収金		
本部	0	
アフガニスタン	△ 37,203	
ベトナム	6,693,689	
ミャンマー	0	
未収金合計		6,656,486
棚卸資産（グッズ）		231,249
前払費用		
本部	716,784	
アフガニスタン	54,373	
前払費用合計		771,157
仮払金		
本部	1,000,000	
ネパール	2,479,257	
ベトナム	675,135	
仮払金合計		4,154,392
流動資産合計		199,580,914
2. 固定資産		
(1) 基本財産 UFJ銀行室町支店定期預金		50,000,000
(2) 特定預金		
退職給与引当特定預金		
本部 UFJ銀行室町支店預金 - 定期	10,363,400	
アフガニスタン	1,137,977	
ネパール	3,108,892	
退職給与引当預金合計		14,610,269
減価償却引当特定預金 UFJ銀行室町支店預金		13,898,604
特定事業引当特定預金 UFJ銀行室町支店預金		43,225,000
為替物価変動準備預金 UFJ銀行室町支店預金		22,925,000
緊急援助事業引当特定預金 UFJ銀行室町支店預金		14,400,000
海外事業安定化積立特定預金 UFJ銀行室町支店預金		7,009,215
国内事業引当特定預金 UFJ銀行室町支店預金		2,090,000
新規国内事業引当特定預金 UFJ銀行室町支店預金		25,000,000
海外記念事業引当特定預金 UFJ銀行室町支店預金		2,000,000
特定預金合計		145,158,088
(3) その他の固定資産		
土地		6,077,000
建物		16,766,967
車両運搬具		
本部	460,455	
アフガニスタン	1,399,011	
ネパール	419,224	
ベトナム	75,579	
ミャンマー	542,519	
車両運搬具合計		2,896,788
什器備品（コンピューターシステム、テーブル等）		
本部	3,616,163	
アフガニスタン	2,235,142	
ネパール	149,877	
ベトナム	883,801	
ミャンマー	96,531	
什器備品合計		6,981,514
ソフトウェア		2,427,194
保証金 賃借ビル敷金		3,728,940
その他の固定資産合計		38,878,403
固定資産合計		234,036,491
資産合計		433,617,405

一 般 会 計

財産目録

2006年12月31日現在

単位：円

科 目	金 額	
II. 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
本部	8,398,690	
アフガニスタン	281,601	
ネパール	0	
ベトナム	502,944	
ミャンマー	2,960,318	
未払金合計		12,143,553
前受金		32,311,278
流動負債合計		44,454,831
2. 固定負債		
退職金給与引当金		
本部	10,363,400	
アフガニスタン	1,137,977	
ネパール	3,108,892	
ベトナム	922,985	
ミャンマー	0	
退職給与引当金合計		15,533,254
固定負債合計		15,533,254
負債合計		59,988,085
正味財産		373,629,320